

静岡県労働局発表
令和8年8月12日

【担当】静岡県労働局 労働基準部賃金室
労働基準部長 田村 裕之
賃金室長 藤原 典子
(電話) 054 - 254 - 6315

報道関係者 各位

静岡県最低賃金の57円引上げを答申

～ 静岡県最低賃金額は1,154円へ ～

本日、静岡県地方最低賃金審議会（会長 はた たかし 畑 隆）は、静岡県労働局長（こくぶん かずゆき 國分 一行）に対し、静岡県最低賃金を57円引上げ、時間額1,154円とし、発効日を令和8年10月15日とする答申を行った。

答申どおりの決定となれば、この引上げ額57円（引上率5.20%）は昨年度（63円）に次いで2番目に大きい額^{（ ）}になるとともに、中央最低賃金審議会の目安56円（Bランク）にプラス1円となる。

この答申を基に、今後、異議申出の公示等の諸手続を経て静岡県最低賃金を決定することとなる。 現行の時間額単独方式に移行した平成14年度（2002年度）以降において。

【答申の要旨】 別添 答申文（写）参照

- 1 静岡県最低賃金を「1時間 1,154円」とする。
- 2 効力発生日は法定どおり。（令和8年10月15日）
- 3 中小・小規模事業者の事業支援策等についての政府要望を付記。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上げ額、引上げ率の推移】

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込み)
最低賃金額	913 円	944 円	984 円	1,034 円	1,097 円	1,154 円
対前年引上げ額	28 円	31 円	40 円	50 円	63 円	57 円
対前年引上げ率	3.2%	3.4%	4.2%	5.1%	6.09%	5.20%